の三（電磁的記録提出命令等に係る電磁的記録の提出等の方法）、第百五十一条の二（映像等の送受信による方法による検証）、第百八十九条（電子上告提起通知書の送達等）第四項並びに第二百十一条（再審の訴訟手続）第二項及び第三項の規定を除く。）を準用する。この場合において、別表の上欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（届出の方式・法第九十四条）

第三十一条　［略］

［2　略］

3　再生債権が執行力ある債務名義又は終局判決のあるものであるときは、第一項の届出書に、執行力ある債務名義の写し（債務名義に係る電磁的記録が裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイル（以下この項において単に「ファイル」という。）に記録されたものである場合にあっては、当該電磁的記録に記録されている事項を出力することにより作成した書面）又は判決書の写し若しくは電子判決書（民事訴訟法第二百五十二条（電子判決書）第一項に規定する電子判決書（同法第二百五十三条（言渡しの方式）第二項の規定によりファイルに記録されたものに限る。）をいう。第四十七条（再生債権の確定に関する訴訟の結果の記載）において同じ。）に記録されている事項を出力することにより作成した書面を添付しなければならない。

［4　略］

（再生債権の確定に関する訴訟の結果の記載・法第百十条）

第四十七条　再生債権の確定に関する訴訟についてした判決（電子判決書が作成されているものを除く。）が確定した場合において、法第百十条（再生債権の確定に関する訴訟の結果の記載）の申立てをするときは、当該判決の判決書の謄本及び当該判決の確定についての証明書を提出しなければならない。

2　法第百十条の申立てに係る書面には、再生債権の確定に関する訴訟についてした判決（電子判決書が作成されているものに限る。）をした裁判所の名称、事件番号及び当該判決を識別するために裁判所が付した符号を記載しなければならない。

（映像等の送受信による通話の方法による債権者集会・法第百十五条の二）

第四十九条　法第百十五条の二（映像等の送受信による通話の方法による債権者集会）第一項に規定する方法によって債権者集会の期日における手続を行うときは、裁判所は、次に掲げる事項を確認しなければならない。

一　通話者

二　通話者の所在する場所の状況が当該方法によって手続を実施するために適切なものであること。

2　前項の手続を行い、かつ、裁判長が裁判所書記官に債権者集会の期日の調書の作成を命じたときは、同項の方法による手続を行った旨及び同項第二号に掲げる事項をその調書に記載させなければならない。

（監督委員等の債権者集会への出席等・法第百十六条）

第五十条　［略］

2　裁判所は、前項の場合において、相当と認めるときは、裁判所並びに再生債務者、管財人、届出再生債権者、外国管財人及び再生のために債務を負担し又は担保を提供する者が監督委員との間で音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、監督委員に意見を述べさせることができる。

（届出の方式・法第九十四条）

第三十一条　［同上］

［2　同上］

3　再生債権が執行力ある債務名義又は終局判決のあるものであるときは、第一項の届出書に、執行力ある債務名義の写し又は判決書の写しを添付しなければならない。

［4　同上］

（再生債権の確定に関する訴訟の結果の記載・法第百十条）

第四十七条　再生債権の確定に関する訴訟についてした判決が確定した場合において、法第百十条（再生債権の確定に関する訴訟の結果の記載）の申立てをするときは、当該判決の判決書の謄本及び当該判決の確定についての証明書を提出しなければならない。

［新設］

［新設］

（監督委員等の債権者集会への出席・法第百十六条）

第四十九条　［同上］

［新設］